

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第130号

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保健所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「保健福祉局医務監のうち市長が指定するもの」を「保健福祉局医務担当局長」に改める。

第6条保健医療課の項第30号を同項第31号とし、同項第29号の次に次の1号を加える。

- (30) 食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第7条第1項の規定により処理することとされている事務に関すること。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)